

平成 20 年度実施
法科大学院認証評価
評 価 報 告 書

京都大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

平成 21 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育目的	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	12
第 4 章 成績評価及び修了認定	14
第 5 章 教育内容等の改善措置	18
第 6 章 入学者選抜等	20
第 7 章 学生の支援体制	22
第 8 章 教員組織	24
第 9 章 管理運営等	27
第 10 章 施設、設備及び図書館等	29
<参 考>	31
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	33
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	34

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について
--

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

20年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査） 評価部会の開催（基準ごとの判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び役割分担の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査） 評価部会の開催（評価報告書原案の作成）
21年1月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成21年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
上 田 廣 一	サン総合法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	前東京大学総長
滝 澤 正	上智大学教授
舘 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
龍 岡 資 晃	学習院大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
永 井 和 之	中央大学総長・学長
中 森 喜 彦	近畿大学教授
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
長谷部 恭 男	東京大学教授
濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
安 永 正 昭	神戸大学教授
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
吉 本 高 志	大学入試センター理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
○井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
加藤哲夫	早稲田大学教授
滝澤正	上智大学教授
舘昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
◎田中成明	関西学院大学教授
棚村政行	早稲田大学教授
土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
中森喜彦	近畿大学教授
長谷部恭男	東京大学教授
深田三徳	同志社大学教授
三井誠	同志社大学教授
村中孝史	京都大学教授
安永正昭	神戸大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第4部会)

浅香吉幹	東京大学教授
麻生利勝	大東文化大学教授
大塚裕史	神戸大学教授
小粥太郎	東北大学教授
古口章	リベルテ法律事務所弁護士
○平覚	大阪市立大学教授
浜川清	法政大学教授
濱田道代	名古屋大学法科大学院長
村田斉志	司法研修所教官
◎山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部	力	立教大学教授
○磯村	保	神戸大学教授
上野	泰男	早稲田大学教授
笠井	治	東京リベルテ法律事務所弁護士
河上	正二	東京大学教授
小林	哲也	小林総合法律事務所弁護士
杉原	高嶺	近畿大学教授
平	覚	大阪市立大学教授
滝澤	正	上智大学教授
田中	成明	関西学院大学教授
田村	幸一	司法研修所教官
中森	喜彦	近畿大学教授
野坂	泰司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部	恭男	東京大学教授
濱田	道代	名古屋大学法科大学院長
丸山	雅夫	南山大学大学院法務研究科長
◎三井	誠	同志社大学教授
山川	隆一	慶應義塾大学教授
山口	幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山本	和彦	一橋大学教授
吉原	和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第10章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は機構の定める法科大学院評価基準に適合していることを、また、1つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述しています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本評価報告書は、対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに文部科学大臣に報告します。また、すべての対象法科大学院の評価結果を取りまとめた「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 基本理念・教育目標に照らして、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において多数の授業科目を配置するカリキュラム編成が行われている。
- 多くの担当教員による教材開発が行われており、また、その教材を授業で使用するにより、教育内容及び方法の改善が図られている。
- 文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組「高度理論教育を目的とした教育改善の取組」として、韓国の大学を訪問し法科大学院の教育や法曹養成制度の調査が実施され、また、シンポジウムが開催されている。
- 法科大学院修了生から採用された助教及び教育補助スタッフによる法学未修者への学習支援体制が整備されている。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。
- 学生の自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、学習室は法科大学院の開架資料室と近接していることから、自習室（学習室、自習室）と開架資料室との有機的連携が確保されている。
- 自習室（学習室、自習室）については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の基本理念・教育目標は、「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成、すなわち法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図ること」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものとなっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、理論的教育と実務的教育を有機的に関連づけた完結的かつ段階的なカリキュラムの編成、多様な法分野や応用理論的な内容等に関する授業科目の設置、討議を重視した双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、基本理念・教育目標を効果的に実現するために、1年次に法律基本科目に当たる基礎的理解を可能にする基礎科目、2年次に基礎的知識の応用を行い、法律に関する基礎的理解を深めるとともに分析力や構成力の向上を図る基幹科目、3年次に臨床系授業科目を配置し、また1年次から法学への基礎的理解を促すための基礎法学・隣接科目、2年次から多様な法分野に関する理解を促すための展開・先端科目を提供することにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

ただし、展開・先端科目に配置されている授業科目「最新刑事判例研究1」及び「民事裁判例研究」の教育内容が、実質的に法律基本科目に当たる。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が開設されており、実務の

経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「現代正義論」、「法律家のための経済学入門」、「日本近代の社会変動と法1」、「日本近代の社会変動と法2」、「西洋法史」、「フランス法」、「アメリカ政治と憲法判例」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、具体的教育内容の一部が法律実務基礎科目の教育内容にとどまっている授業科目があるものの、自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を図るため、授業科目「生命倫理と法」、「環境政策と法」、「税法1」、「国際法1」、「消費者法」、「医事法」、「知的財産法1」、「労働法1」等が開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチ・ペーパー」が、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に開設されている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目及び選択必修科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、すべて必修科目であり、その必修総単位数は、公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 12 単位の合計 54 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。法情報調査は、単位認定の対象外である開講前講座において適宜指導が行われ、法文書作成は、授業科目「民事法文書作成」が必修科目として開設されている。また、模擬裁判は、授業科目「民事模擬裁判」、「民事裁判演習」及び「刑事裁判演習」の中で適宜指導が行われ、ローヤリングは、授業科目「弁護士実務の基礎2」及び「ADRと法」の中で適宜指導が行われ、クリニックは、授業科目「リーガル・クリニック」が開設され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位以上が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設

され、そのうち12単位以上が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 基本理念・教育目標に照らして、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において多数の授業科目を配置するカリキュラム編成が行われている。

【改善を要する点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「最新刑事判例研究1」及び「民事裁判例研究」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「刑事弁護の実務」について、教育内容の一部が法律実務基礎科目の教育内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

【特記すべき事項】

- 研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチ・ペーパー」が開設されている。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模におおむね維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、80人を超えていないものの、一部授業科目において50人を超えた学生数となっている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が実施され、2年次以降の授業科目において、あらかじめ指定された判例や事例問題等を題材に、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受

ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバス又は便覧に記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置としては、学生が1日に受講する必修科目を2授業科目以下とする時間割の設定、各授業において事前の資料配付及び準備する事項の通知、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用できる学習室・自習室、判例・法令データベースの整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 法律基本科目以外の科目における一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持する必要がある。
- 法律基本科目における授業科目の受講生数について、専門職大学院設置基準において50人が標準とされていることにかんがみ、適切な規模に維持する必要がある。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における適切な配慮などがなされ、学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、実習を中心とする授業科目及び授業科目「リサーチ・ペーパー」を除き、6段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、成績のランク分けは便覧に記載、各ランクの分布の在り方に関する方針は「TKC法科大学院教育研究支援システム」に掲載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、筆記試験、小テスト、提出課題、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、6段階評価のうち、D又はFの判定を受けた学生から問い合わせがあった場合の各授業科目担当者からの説明、採点時における受験者の匿名性の確保、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、各授業科目についての担当教員の講評、履修者が5人以下の授業科目を除く授業科目の成績分布データなどの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他専攻等（法政理論専攻及び公共政策教育部）において履修した授業科目について修得した単位をもとに、本法科大学院における単位として認定することが、また、法学未修者については入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目の授業科目の単位としてのみ認定することが可能とされている。この場合においては、担当教員による検討に基づき、「法曹養成専攻会議」において単位認定することとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性

が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは便覧に記載されているほか、授業開講前の履修指導において学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、96単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法学未修者については法政理論専攻の授業科目について4科目8単位、公共政策教育部の授業科目について2科目4単位を限度に、法学既修者については法政理論専攻の授業科目について4科目8単位、公共政策教育部の授業科目について2科目4単位の履修のうち4単位を限度に、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。また、法学未修者については、入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計10単位を超えない範囲で、本法科大学院における基礎法学・隣接科目又は展

開・先端科目の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位と合わせて32単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目12単位、民事系科目30単位、刑事系科目12単位、法律実務基礎科目10単位、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、問題は各科目とも複数の出題・採点委員による合議により作成され、出題・採点委員全員により構成される全体会議における審議を経て決定されるほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、28単位を修得したものとみなしている。この28単位については、1年次の必修科目である28単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教務委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学期ごとの教員懇談会、学生に対する授業に関する調査が実施されており、授業に関する調査結果は、科目担当者、法曹養成専攻長、「教務委員会」及び「評価・広報委員会」により、教育内容及び方法の改善の目的のために利用されている。また、「教務委員会」は、定期的に学生のクラス代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査している。さらに、「意見書・要望書ボックス」の設置による学生の要望の汲み上げ、エクスターンシップにおける派遣先の法律事務所に対するアンケートの実施、多くの教員による教材開発などが行われている。

このほか、文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組「高度理論教育を目的とした教育改善の取組」として、外国の法科大学院の教育や法曹養成制度の調査が実施され、シンポジウムが開催されている。また、同プログラムに選定された取組「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」（8大学共同プロジェクト）では、実務基礎教育の在り方に関する調査・研究が継続的・組織的に実施され、シンポジウムも開催されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、「法曹養成専攻会議」、「法科大学院教員懇談会」における研究者教員との意見交換などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、「法曹養成専攻会議」、「法科大学院教員懇談会」における実務家教員との意見交換、司法研修所における授業参観及び各弁護士会が実施する弁護士研修見学への派遣などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

さらに、実務家教員と研究者教員との知見の交換の場として、大学院法学研究科附属実務交流センターにおいて「法政実務フォーラム」が継続的に開催され、実務家教員と研究者教員双方の教育の高度化を図っている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

○ 多くの担当教員による教材開発が行われており、また、その教材を授業で使用するにより、教育内容及び方法の改善が図られている。

- 文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組「高度理論教育を目的とした教育改善の取組」として、韓国の大学を訪問し法科大学院の教育や法曹養成制度の調査が実施され、また、シンポジウムが開催されている。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入学者選抜委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる基本理念・教育目標に照らして、「大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針に基づいて入学者選抜を行う」として設定し、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の基本理念・教育目標、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、法科大学院説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、法学未修者、法学既修者を対象に、それぞれ第一段階選抜及び最終合格者選抜によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点、過去の入試状況（合格者数、法律科目試験問題、小論文試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第一段階選抜において適性試験の成績を主とした審査を行い、最終合格判定において、適性試験の成績及び出願書類の審査による成績に、法学未修者については小論文試験の成績、法学既修者については法律科目試験の成績を合計し、総合的に判断することにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、自己評価書、履歴書、その他書類（学業上又は職業上の能力・経験を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの）の提出によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は32%、平成17年度は約24%、平成18年度は約24%、平成19年度は約24%、平成20年度は28%であり、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員600人に対し、平成20年度の在籍者数は475人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、基本理念・教育目標に照らして、入学から修了までの間、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学時に履修指導が行われ、教育理念・教育目標、教育課程、各科目群の概要、適切な履修及び学習方法、新司法試験の概要、履修登録・施設利用の方法等が伝達され、入学後においても、担当教員から各授業の冒頭で自学自習の重要性について説明が行われるなど、履修指導の体制が十分にとられている。このほか、授業科目「リサーチ・ペーパー」において、より創造的な問題探求能力の研鑽を目的とし、教員から研究指導を受ける機会が付与されている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、開講前集中講座「司法制度の概要」の履修の義務付け、基礎科目の意義と重要性、授業の方法及び予習と復習の重要性とその方法、参考文献の使用方法等についての説明、助教及び教育補助スタッフによる学習支援体制の整備など、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、法律実務基礎科目を学修する上での法律基本科目の重要性の説明が行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、専任教員及び兼任教員によるオフィスアワーが設定され、研究室等において、学習相談や助言が行われている。なお、オフィスアワーの時間や受付方法は、文書の掲示により事前周知が図られている。

また、「意見書・要望書ボックス」を設置し、学生の意見を汲み上げるなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、助教、法科大学院教育補助スタッフが配置されており、各種の教育補助者による学習支援体制が整備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金及

び提携金融機関による法科大学院教育ローンに関する情報の提供がなされるとともに、入学科・授業料の免除及び入学科徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、京都大学保健診療所において傷病診療及び健康相談・精神衛生相談が、京都大学カウンセリングセンターにおいて修学及び生活相談などが行われている。また、各種のハラスメントに係る相談に関しては、法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドラインに従い、人権委員会及び相談窓口が法学研究科内に設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター、身障者用トイレ、専用休養室、身障者用駐車スペース等を設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、その障害の内容・程度に応じて、必要な措置・対応策を講じており、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、実務家を招いた講演会の開催、便覧に新司法試験の概要を記載し情報の提供を行うほか、全学的組織として「京都大学キャリアサポートセンター」が設置されているなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法科大学院修了生から採用された助教及び教育補助スタッフによる法学未修者への学習支援体制が整備されている。

【特記すべき事項】

- 授業科目「リサーチ・ペーパー」において、指導教員から研究指導を受ける機会が与えられている。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「担当教員」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が記載された刊行物「京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書」が、法学部を置く大学に配布されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任、兼任教員の採用に関して、「人事教授会」において、研究者教員にあつては研究上の業績及び教育上の実績、実務家教員にあつては実務経験及び教育経験等についての審査を行い、審議・決定する方法がとられ、みなし専任教員の採用に関しても、「人事法曹養成専攻会議」において、実務上及び理論上の業績並びに教育経験等についての審査を行い、審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員の採用に関しても、「人事法曹養成専攻会議」において候補者の担当授業科目に関する教育・研究上の業績及び実務上の実績を審査し、審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員40人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、基本理念・教育目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員10年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、「法曹養成専攻会議」の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目であり、その授業は約9割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が10人いるものの、他の専任教員は20単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教員の研究支援を目的として、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教材の作成、シラバスの作成、試験問題の作成、試験の実施、時間割の作成などの補助を行う大学院掛、図書の発注・受入れ、整理、閲覧、貸付などを行う整理掛及び閲覧掛に事務職員と非常勤職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法曹養成専攻長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、「法曹養成専攻会議」が置かれている。当該会議は、専任教授及び准教授（みなし専任教員を含む。）のほか、本法科大学院の授業を担当する法政理論専攻の法学系講座の教授及び准教授、法学研究科の担当を命じられた公共政策連携研究部の教授及び准教授により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学研究科事務部」が組織され、庶務、会計、教務、図書の発注・受入れ及び整理、図書の閲覧及び貸付を担当する総務掛、会計掛、大学院掛、整理掛及び閲覧掛が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、法学研究科を通じて大学の事務本部（財務部）と協議が行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「評価・広報委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「京都大学法科大学院 自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「評価・広報委員会」が設置され、項目として「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等

の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」、「施設、設備及び図書館等」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「評価・広報委員会」を中心に、関連委員会と連携した実施体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による外部評価委員会が組織され、検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況については、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、各種委員会により収集され、法学研究科事務室等に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室（学習室、自習室）、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、みなし専任教員及び非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる共同研究室又は教員懇談室がそれぞれ整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室のほか、面談室、多目的室等が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室（学習室、自習室）については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、原則午前9時から午後11時45分まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、法科大学院の開架資料室との距離が近いことなど、自習室（学習室、自習室）と開架資料室との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、講義室にはプラズマディスプレイ、黒板投影カメラシステム等が、模擬法廷教室には単独・合議式対応の模擬法廷音響システム、移動式撮影カメラが配備されるほか、多くの講義室はマルチメディア対応となっており、操作卓、操作用制御パソコン、DVDプレイヤー、書画カメラ、プロジェクタ、スクリーン等が配備されている。また、教員研究室、共同研究室には学内LANが、自習室（学習室、自習室）には無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、教員及び学生全員に、「TKC法科大学院教育研究支援システム」のユーザーIDを付与し、法律情報検索サービスを利用できる環境が、加えて、専任教員については「判例検索システム」と「法律雑誌検索・閲覧システム」をオンラインで利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法学部図書室、開架資料室が整備されている。

法学部図書室は本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法学部図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法学部図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられ、開架資料室には、公式判例集、主要法律・判例雑誌、法律基本図書が配架されている。

開架資料室の所蔵する図書及び資料については、専任教員で構成される「法曹養成専攻施設・設備・情報委員会」が、図書及び資料について専攻分野の希望を集約し、選定するほか、電磁式カードを用いた入室管理を行うなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、図書及び資料検索性用パソコン、複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 学生の自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、学習室は法科大学院の開架資料室と近接していることから、自習室（学習室、自習室）と開架資料室との有機的連携が確保されている。
- 自習室（学習室、自習室）については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 法学部図書室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

京都府京都市

(3) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学生数 475 人

教員数 44 人（実務家教員 9 人）

2 特徴

京都大学大学院法学研究科・法学部（以下、「本研究科・学部」）は、明治32年の京都帝国大学法科大学創立より百有余年、自主・独立の精神、そして時流に流されない批判的精神を尊ぶ学風の下、わが国における法学・政治学の研究・教育に多大の貢献をしてきた。

政治の中心から離れた京洛の地にあつて、論理的整合性と本質的な把握を重んずる基礎的・原理的な研究を重視し、歴史的観察と専門領域を横断する討議を学問的営為の中核に据えることにより、多くの重厚で独創的な研究を生み出し、世にいう「京都学派」の伝統と実績を築き上げてきた。

また、教育においても、本学部は学科制を採ることなく、自由選択制の伝統を受け継ぐことによって、自由で闊達な教育環境の醸成に努め、幅広い識見や教養、そして論理的思惟などの基礎的能力の涵養を重んじてきた。さらに、少人数教育を重視して、学生の知的探究心を尊重し、自主的な取組みを奨励するなど、自由討究的・討論的な教育方針を継承することにより、法曹界のみならず、政治、行政あるいは経済界、さらには学界など社会の様々な領域において指導的な立場に立つ数多くの優秀な人材を輩出してきた。

京都大学法科大学院は、以上のような本研究科・学部の伝統に基づき、自由で批判的な精神を重んじ、社会の様々な分野において指導的な地位に立ちうる法律家の養成を行うものである。

かかる法律家には、未知の問題に対する柔軟かつ適切

な対応が求められるため、本法科大学院においては法制度に関する原理的・体系的な理解と高度な論理的思考能力の涵養を教育目標の中心に据えている。高度な理論能力がそなわってこそ、未知の問題を解決しうる創造力豊かな法的思考が可能となるからである。

こうした観点から、法に関する原理的理解を深める基礎・隣接科目を充実させるとともに、法律基本科目においては、科目内容の充実と効果的な教育方法の開発により法制度に関する原理的・体系的な理解と論理的思考能力の向上に努めている。また、求められる理論能力は実践的なものでなければならないことから、実務科目や臨床系科目、また、実務家教員による事例演習科目などを開講することにより、まさに理論と実務を架橋する中で法的思考を修得できるように配慮している。さらに、実践的な理論能力は、多様な法分野や最先端の法律問題を処理する中で向上するものであるから、教育上有益と考えられる選択科目を可能な限り開講するなど、高度な理論能力に裏付けられた創造力豊かな法的思考を涵養できるように教育課程全体を設計している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる学風の下、法制度に関する原理的・体系的理解、論理的思考能力及び法曹としての高い責任感の獲得を基礎として、制度的・構造的課題や最先端の法的問題を幅広い視野から探究し、適切な解決策を豊かな創造力をもって見出していく総合的な法的能力を涵養し、国内のみならず国際的にも指導的な役割を果たすことのできる法律家を養成することを目的とする。具体的には、以下の3点を教育の基本理念としている。

1 自主・独立の精神と法曹としての知的責任感の涵養

自由で公正な社会を支えることが期待される法律家には、何よりもまず、高い自律性・自主性とそれに伴う責任感が求められる。こうした資質を涵養するためには、批判的かつ創造的な知的能力の育成とともに、幅広い人間的交流や自らの生き方に対する省察を通じて、豊かな人間性や感受性を養うことも必要である。それゆえ、本法科大学院においては、自主・独立の精神を重んじ、自由闊達であると同時に厳しい批判的精神に満ちた知的環境の下において、真の意味での高度専門職業人としての知的能力と責任感を涵養することを基本理念に掲げるものである。

2 「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成

自由で公正な社会を支える法律家には、新たに生起する法的諸問題に対応してゆくことにより、積極的に社会に貢献することが求められる。法律家がこのような役割を十全に果たしうるためには、既存の法的知識を用いた定型的な紛争処理能力だけではなく、新たな問題を発見し、既存の法的知識を基礎としながらも、それを批判的に検討することを通じて適切な解決策を生み出していく、より創造的な問題探究能力が必要とされる。また、構造的あるいは先駆的な法的課題に取り組む場合には、そのような課題を制度あるいは社会構造全体の中に的確に位置付けることのできる広い視野が要求されることになる。一定の専門領域に特化することが、本当の意味での専門性を高めることになるとは限らないのであって、総合的な視野と豊かな多様性を重んずる知的環境の中で教員と学生が相互に知的交流を重ねることこそが、より優れた専門性を生み出す確かな土壌となるのである。このような認識に立って、本法科大学院は、特定の限られた領域に特化することなく、伝統的な司法の領域はもとより、「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成を行うことを、基本理念に掲げるものである。

3 法制度に関する根本的な理解と論理的・分析的思考能力の重視

一般に、法制度に関する根本的な理解あるいは論理的・分析的な思考は、いわゆるアカデミズムにとって重要な資質であるが、実務家の養成にとっても欠くことのできないものである。確かに、実務家には適正かつ迅速に実務を処理することが求められ、そのためには事務処理に関して一定程度定型性のある技術的知識が要求される。しかしながら、システム細部の精緻な知識を競い、あるいは最新の知識を追うだけで、システムを根幹において支える基本原理を的確に理解し、システムが果たすべき基本的機能とそれが抱える構造的な問題点について十分認識することがなければ、社会の現実が生み出す多様な状況において適切な形でシステムを運用し、必要な展開を図ることは困難である。多様な形態をとる現実の法的紛争や新たに生じる法的問題について具体的妥当性のある解決を実際に導き出すことを求められる実務家であるからこそ、法制度に関する根本的な理解と深い論理的思考能力が要求される。理論と実務を架橋する教育とは、このような基礎的能力を十分育成した上で、それを具体的状況の中で、いかなる形で適用していくべきかを教育するものであって、原理的・体系的理解や論理的・分析的能力を軽視するものであってはならない。このような認識に立って、本法科大学院においては、基本的な法領域に関する根本的な理解と、論理的・分析的思考能力などの法曹にとって基礎的な知的能力を十分に鍛錬した上で、さらに先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図ることを基本的な教育目的とする。